

令和4年9月定例

中標津町教育委員会議事録

令和4年9月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和4年9月1日(木) 13時30分～14時15分

2 場 所 中標津町役場301会議室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	助 口 明
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	山 宮 克 彦
教育指導監	粥 川 敏 宏
指導室長	佐 藤 雅 澄
管理課長	表 健 一
学校教育課長	下 村 浩 次
社会教育課長	七 條 隆 志
農業高校事務長	吉 川 裕 二
総務係長	桐 島 秀 一
書 記	森 井 彩 花
書 記	小野寺 蒼 依

4 欠席者

学校給食センター長	加 藤 崇
-----------	-------

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第22号 令和4年度教育委員会所管一般会計補正予算について

議案第23号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について

議案第24号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について

議案第 25 号 中標津町立学校職員の自家用車の公用使用に関する
要綱の一部改正について

議案第 26 号 自家用車の公用使用に係る生徒同乗の承認に関する取扱
要綱の一部改正について

議案第 27 号 全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町
村別結果の掲載について

報告第 4 号 9 月定例会教育行政報告について

報告第 5 号 第 36 期語学指導等外国青年招致事業新規招致者について

報告第 6 号 広陵中学校仮設校舎の運用について

【開 会】

○山田教育長

こんにちは。

ただいまから 9 月の定例教育委員会を開催いたします。

全員出席ですので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、南委員と青山委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議案第 22 号は、町長への意見の申し出に関する事項です。

中標津町教育委員会会議規則第 10 条第 1 項第 5 号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 22 号は、公開しないこととします。

早速議事に入ります。議案第 22 号お願いします。

【議 事】

◎議案第 22 号 令和 4 年度教育委員会所管一般会計補正予算について

非公開

◎議案第 23 号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正について

○山田教育長

続いて、議案第 23 号お願いいたします。

○管理課長

議案第 23 号について、ご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における中標津町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正についてでございます。議案 8 ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

今回、厚生労働省の海外から帰国した場合の取扱いが一部変更になったことにより北海道教育委員会の要領でも一部改正となりましたので、中標津町教育委員会の要領も改正するものでございます。改正につきましては、新旧対照表で、改正前の第 2 条 2 号を「海外から帰国した職員で帰国後 14 日間を経過してない職員」を改正後は「海外から帰国し、厚生労働省の定める入国後の自宅待機期間中である職員」に改める。さらに、見出しの施行期日を削るというものでございます。この要領は公布の日から施行し令和 4 年 7 月 19 日からの適用とさせていただくものでございます。以上議案第 23 号の説明となります。

○山田教育長

議案第 23 号についてご説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

それでは、議案第 23 号につきましては可決されました。

◎議案第 24 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について

◎議案第 25 号 中標津町立学校職員の自家用車の公用使用に関する取扱要綱の一部改正について

◎議案第 26 号 自家用車の公用使用に係る生徒同乗の承認に関する取扱要綱の一部改正について

○山田教育長

続いて、議案第 24 号から 26 号については関連性がありますので、一括して説明いたします。

○管理課長

引き続き、説明をさせていただきます。議案第 24 号から第 26 号までを関連があるということで一括の説明とさせていただきます。

昨年 11 月に道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い町立学校においても令和 4 年度から運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及び記録の保存が義務化されることによる改正となります。議案第 24 号中標津町立学校職員服務規程ですが、こちらについても新旧対照表でご説明をさせていただきます。11 ページをお開きください。

こちらの改正につきましては、第 5 条但し書き中使用承認の次に「及び行程確認簿兼公用車運転に係る飲酒状況確認」を加え、合わせて、別記様式第 2 号様式の改正ということになります。この規程につきましては、公布の日からの施行となります。

続きまして、議案第 25 号中標津町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱でございますが、こちらについても新旧対照表での説明とさせていただきますので、14 ページをお開きください。

改正前の要綱の第 4 項第 9 号の後に 10 号として、「当該職員が運行前 8 時間以内に飲酒している場合。ただし、8 時間以内に飲酒が無い場合にあっては前日または当日に飲酒があり、飲酒量や飲酒後の経過時間当該職員の顔色吐息等から運転に適さないと認められるとき」を加えるものです。第 5 項 6 号の後に、7 号として、「職員は 6 による承認に基づき、自家用車を公用に使用する場合は自家用車を運行する直前に第 4 の 10 に規定する要件に該当しないことについて、校長の確認を受けなければならない。」8 号として「校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の顔色、吐息の異常の有無等を確認しなければならない。」の 2 号を加えるものでござい

ます。この要綱は公布の日から施行するものでございます。

次に議案第 26 号になります。自家用車の公用使用に係る生徒同乗の承認に関する取扱要綱ですが、こちらについても、新旧対照表で説明をさせていただきます。17 ページをお開きください。

こちらにつきましては、改正前の第 4 項第 2 号中外勤簿兼を削り、使用承認の次に「及び行程確認簿兼公用車運転に係る飲酒状況確認」を加えるものでございます。この要綱は公布の日から施行ということになります。以上関連するということで、議案第 24 号から第 26 号までの説明となります。

○山田教育長

議案第 24 号から第 26 号について説明がありましたが、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

(委員から「ありません」の発言あり)

それでは、議案第 24 号から第 26 号については可決されました。

◎議案第 27 号 全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

○山田教育長

続きまして、議案第 27 号お願いいたします。

○学校教育課長

議案第 27 号全国学力学習状況調査北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載についてご説明申し上げます。19 ページをご覧ください。

北海道教育委員会では例年、この北海道版結果報告書について市町村教育委員会の同意を前提として、11 月を目処に公表しているところでございます。その同意を求めることについての道教委からの通知文が 19 ページのとおりでございまして、20 ページが意向確認の同意書となっております。本年も 4 月 19 日火曜日に実施しておりまして、21 ページ 22 ページが当町の平均正答率の推移となっております。

小学校では、国語・算数・理科、中学校では国語・数学・理科での 6 教科で実施されており、小学校理科の平均正答率では全国平均を上回る結果となっておりますが、その他の教科については下回る結果となっております。具体的な分析はこれからになるところでございます。

公表の内容につきましては、参考までに 23 ページ、こちらに前年度の内容を添付してございますが、学校名を明らかにしたのではなく、市町村ごとの結果について調査結果概要を小中 1 ページにまとめた形での公表となります。

この公表につきまして、昨年度同様中標津町教育委員会として同意したく、教育委員会にお諮りするものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○山田教育長

議案第 27 号についてご説明がありましたが、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

○義盛委員

これについては、毎年確認しておりますが、前年度と条件や公開の仕方等につきましての変更はありませんか。

○学校教育課長

はい。特にありません。

○義盛委員

わかりました。

○南委員

締め切りが8月29日になっておりますが、もうすでに報告はされているということでしょうか。

○学校教育課長

提出期限はそうになっておりますが、教育委員会に諮ったうえでの回答ということとなっております。

○山田教育長

ほかに何かございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

それでは、議案第27号については可決されました。

◎報告第4号 9月定例会教育行政報告について

○山田教育長

つづいて、報告事項に入ります。

報告第4号お願いいたします。

○管理課長

それでは報告第4号、9月定例会教育行政報告についてでございます。こちらについては、皆さんに一度議案をお配りしたときには2点の報告となっておりましたが、コロナの影響により夏休み以降学級閉鎖等がありましたので、追加をさせていただく形とさせていただきます。3点ということで、ご説明させていただきます。

はじめに1点目でございますが、26ページ目をお開きください。各種大会の出場結果についてでございます。こちらの部分につきましては、東小学校のホルスタイン野球スポーツ少年団が北北海道大会で準優勝をし、和歌山県で開催された全国大会へ出場し、全国ベスト16入りという成績を収めております。

続きまして、東小学校の女子2名がピアノコンクール連弾初級Bで道東地区での本戦第1位となり、東京都で行われた全国決勝大会に出場してございます。

農業高校では、日本農業クラブ全道技術競技大会に出場し、食品コースで2年生2名、畜産コースで1年生2名が、全国大会の出場権を獲得し、10月に行われる全国大会へ、昨年度出場権を得た4名の実績発表と合わせ、8名の生徒が出場するという報告になっております。

続きまして、27ページ2点目のスポーツ合宿の誘致についてでございます。町と体育スポーツ振興に関する協定を締結している日本体育大学ラグビー部による合宿がコロナ禍の影響等もあり、平成30年を最後に実施できておらず、本年度も合宿については残念ながら中止という結果になりましたが、代替え事業として、教委及び中標津町ラグビーフットボール協会の主催により日本体育大学ラグビー部関係者5名を指導スタッフとして招聘し、ラグビークリニックを3日間の日程で4年ぶりに実施をしたというものでございます。

次に、スターツ陸上部、カネボウ陸上競技部はそれぞれ記載の日程での開催をしたとの内容でございます。

続きまして、追加した部分でございますが、28ページ3点目の新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。新型コロナウイルスの学校にお

ける感染状況でございますが、夏休み以降児童生徒の感染が、多数確認されたことから、小学校 2 校において学級閉鎖、中学校 1 校での学年閉鎖を実施しました。さらに、学年閉鎖を行った中学校では修学旅行が予定されておりましたが、延期することとなっているところでございます。今後も児童生徒にとって健康で充実した学校生活が送れるよう、引き続き感染拡大の防止の徹底に万全を期するとともに、学校運営上の工夫に努めてまいります。

以上 3 点について 9 月定例教育委員会行政報告とさせていただきます。説明は以上です。

○山田教育長

報告第 4 号について、ご説明をいただきましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(委員から「ありません」の発言あり)

それでは、報告第 4 号については承認されました。

◎報告第5号 第36期語学指導等外国青年招致事業新規招致者について

○山田教育長

続きまして、報告第5号についてよろしく願いいたします。

○学校教育課長

報告第5号、第36期語学指導等外国青年招致事業新規招致者について説明申し上げます。資料の31ページをご覧ください。

今年、7月まで6年間勤めていただきましたガーバー先生の後任として新しいALTが8月19日に着任してございます。氏名はチャールズ・バドリス・ジョシュア、1998年7月30日生まれの24歳男性でございます。国籍はカナダでオンタリオ州エイジャックスに居住されておりました。出身地はフィリピンのマニラであり、トロント大学に通い、メンタルヘルスと心理学を学んでいたそうです。来町しました8月19日に教育長より辞令交付を行い、8月23日には町長、副町長への挨拶を行ったところでございます。日本語は現在勉強中ということでございますので、簡単な会話以外はポケトーク等、翻訳機を活用しての対応となっております。カナダで生活していたこともあり、自然が好きで、キャンプなどアウトドアに興味があるようで、日本の温泉にも興味があるそうです。ガーバー先生の後任として、中学校を中心に回ってもらうこととなります。新任のALTの紹介は以上になります。

○山田教育長

報告第5号について、ご説明いただきましたが、ご意見ご質問等はございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

では、報告第5号については承認されましたのでこれで終わります。

◎報告第6号 広陵中学校仮設校舎の運用について

○山田教育長

続いて、報告第6号お願いいたします。

○管理課長

報告第6号広陵中学校仮設校舎の運用についてご説明させていただきます。議案は32ページからになります。33ページをお開きください。

広陵中学校については現在長寿命化改修工事を令和4年7月19日から令和5年12月15日までの間で実施をしているところでございます。その改修工事に伴い、仮設校舎を賃貸借契約し、設置期間が令和4年1月26日から令和4年7月20日で設置を実施し、令和4年8月1日から令和6年2月29日までの間使用するということになり、その後令和6年5月31日までの間で仮設校舎の撤去ということになります。仮設校舎を利用することに伴い、本校舎から仮設校舎への引越しを7月27日から29日の間で教育委員会、学校で実施し、8月1日から学校での使用ということになっております。

なお、体育館につきましては、令和5年6月まで使用を続け、その後12月の間まで、中で改修工事をするようになります。ただし、体育館が使用できない期間につきましては、330アリーナ等を利用しながらの授業ということになります。

33ページには配置図があります。仮設校舎の位置につきましては、本校舎改修工事という部分が今までの校舎で、改修をしているところですが、その南側に仮設校舎を設置しております。

仮設校舎の形は長方形となっており、廊下の長さが99mという長さになってございます。仮設校舎の使用を終え撤去した後につきましては、新たに駐車場が移るということになっており、144台分の駐車場の整備をするところでございます。

今後、その駐車場につきましては、旭ヶ丘学園駐車場と言うことで整理しますので、東小学校の先生方の駐車場としても使用するということとなっております。

続きまして、34ページ目になりますが、こちらが仮設校舎の平面図ということになります。先ほどお話ししました通り、廊下の長さが99mございますので、長方形という形になっているところでございます。あくまで、仮設校舎でございますので、今までの学校より教室は若干狭い形となっておりますが、生徒の数机を置いて、約1m、1.5m弱、席の間を取れるとい

うことになっております。ただ、仮設校舎であるためエレベーターの設置はしておりませんので、給食等の配膳が今までは1階から2階までエレベーターで運び、2階から配膳という形だったのですが、1年半くらいは1階に運ばれたものを2階まで階段で上がっていくという形をとらざるを得ないということで、その部分が今の校舎と若干変わるということになります。

また、暑さ対策や寒さ対策についてですが、仮設校舎はあくまでも断熱材が薄く入るようになっておりますので、夏は暑く、冬は寒いということが予想されます。8月1日から使用していますが、午後から西日が入るとやはり暑くなり、特に2階の部分が暑くなります。コロナの関係で換気を行っているため、窓は全開にしているところでございます。

先日、天気の良い日に暑さの測定に行った際には、1階はさほど暑くないですが、2階の教室では約29度から30度の暑さになっておりました。窓を開けていただいているところではありますが、何とかこの夏と来年の夏を乗り切るというところでございます。

また、今まで広陵中学校は電気暖房を使っておりましたが、この仮設校舎はFF暖房になりますので、各教室に2台設置し、廊下や玄関等にも設置をして、進めているところでございます。その部分は学校等と協議をしながら、今後もしどのような状況なのかも含めて進めていきたいと考えているところでございます。

以上、第6号の報告となります。

○山田教育長

報告第6号について説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

○義盛委員

登下校時の交通面での安全性は確保されているとみて良いでしょうか。雨天時や荒天時の時に、保護者の人が車で登下校をサポートするような形になる方が多いと思いますけれども、そういったときに、東小の子たちと、相容れる形になると思うのですが、それについての問題等はすでにクリアされているのですか。

○管理課長

その部分につきましては、雨の日は車での送迎が多い状況であります。東小学校の保護者と広陵中学校の保護者の時間帯がどうしても重なってしまうので、今も混雑しているのですが、今回整備工事をする際に、東小

学校の保護者のほうにも文書を出させていたいただいているところであり、今、仮設校舎の駐車場があるのですが、学園通り側の1から10の書いてある方の駐車場が、保護者が迎えに来た時に停めることのできるスペースさらには、その向かい側も停めることができるのですが、保護者が迎えに来た際にはこちらの駐車場も利用できますという案内をさせていただいて、なるべく学園通りでの東小学校との混雑がないようにさせていただいているところでございます。

○義盛委員

分散するということでしょうか。

○管理課長

そうです。ただ、兄弟で東小学校と広陵中学校に通っているお子さんもいますので、その親は広陵中学校のこの駐車場に停めて東小学校の子供が広陵中学校に来たり、逆に東小学校の駐車場に停めて中学校の生徒がそこまで歩いていくなど、なるべく分散させて進めているところでございます。

○義盛委員

8月中に結構雨の日が続いていましたけれども、そういったときに問題が発生しているようなことはありましたか。

○管理課長

一度雨が降った際に、確認をしに行きましたが、今のところそのようなトラブル等はなかったという話を聞いております。

○義盛委員

一方通行にしたほうが効果的なのではないかと思うのですが、どうなのでしょうか。

○山田教育長

私が広陵中学校にいたときには、旧教員住宅側から入って、下に降りるということでお互いに認識しており、どうしても混雑する場合には、先生方が何人か外に出て、交通整備をやっていたこともありました。そのようにしないと、非常に危ないので、そのように工夫してやっていることもあります。

○管理課長

今の話もそうですが、教育委員会より各学校を通じて保護者へ一方通行、南9丁目から入り、南6丁目側から出るようにという内容をお伝えしてございます。一貫教育ということもありまして、お互いの学校から通知はしているのですが、やはり、南6丁目側から入ってこられる方がいます。ここは町道になりますので、町道で規制をかけることには道路交通法によりできないので、保護者の皆さん含めてお願いをしていく形をとる状況となっているところでございます。

○義盛委員

大変だと思いますがよろしく願いいたします。

○教育長

あとは通り事態に関しては、今後広陵中学校に関連した事件でおはなしをしたいと思います。

この件についてはよろしいでしょうか。

(委員から「ありません」の発言あり)

報告第6号については承認されました。以上で議事は終了いたしますが、ほかに連絡等ございますか。

○教育部長

その他としまして、町内の幼児児童生徒の新型コロナウイルス感染症の感染状況について報告いたします。資料は別紙A3縦の表1枚でございます。

7月26日以降、町内でも多くの陽性者が確認されているところではありますが、幼児及び児童生徒につきましても、同様でございます。昨日までの陽性者は合計で141名、教員につきましても15名確認されております。

表の中の全体の3分の2を占める網掛け部分ですが、これは長期休業期間を表しております。右下に記載しておりますが、この期間中だけで93名感染者が出ております。学校の閉鎖状況につきましても、表1段目中標津小学校でございますが、1年2組で複数名の陽性者が確認されたことから8月30日から9月2日まで色の濃くなっている部分ですが、学級閉鎖となっております。

次に2段目の東小学校ですが、4年2組で複数名の陽性者が確認されたことから、8月24日から26日まで学級閉鎖としております。

最後に、上から4番目の広陵中学校です。8月25日、26日に3年C組から1名ずつ陽性者が確認されまして、その後3年生の複数クラスからも陽性者が出たことから8月27日から31日昨日まで5日間3年生を学年閉鎖としました。その後、体調確認の結果、今日から授業を再開しているところでございます。

学校における感染状況と閉鎖状況については以上となります。また、文化スポーツ施設についての休館等はありませんでした。

○山田教育長

感染状況等について、何かご質問はありますか。

よろしいですか。

他に事務局から何かございますか。

それではこれで、予定されていた会議日程はすべて終了いたしました。本日は大変お疲れ様でした。